九州地方整備局就業体験技術実習実施要領

(趣旨)

第1 本要領は、高等学校、大学(高等専門学校及び短期大学を含む。)及び大学院(以下「大学等」という。)の技術系(土木、建築、機械、電気等)の学生(以下「学生」という。)を対象として、九州地方整備局において就業体験技術実習(以下「実習」という。)を行う場合における当該実習の期間及び時間、実施方法、実習生の資格要件、募集方法、服務及びその他必要な事項を定めるものとする。

(実習の目的)

第2 本実習は、大学等の学生を九州地方整備局における就業体験を通じて、大学等の学生の学習意欲の喚起、高い職業意識育成及び国土交通行政に対する理解の深化を目的とする。

(実習の実施機関)

第3 実習の実施機関は、九州地方整備局各部または同局管内の事務所(以下「実習実施機関」という。)とする。

(実習の期間及び時間)

- 第4 実習の期間及び時間については、次のとおりとする。
 - (1) 実習の期間は、原則として、毎年7月から9月までの一ヶ月間以下の期間とし、具体的な日程については、実習生を受け入れる部署の実情により実習実施機関が決定する。 なお、当該期間以外の実習の取り扱いについては、募集、実習方法等も含めて大学等と 実習実施機関との間で、別途協議して決定することができるものとする。
 - (2) 実習の時間は、実習実施機関の勤務時間によるものとする。

(実習生の資格要件)

- 第5 実習生は、原則として大学等の学生であって、大学等が意欲、成績、人物、素行等に優れ、服務規律等を遵守することが確実であるとして推薦した者とする。ただし、次のいずれかの事項に該当する者は、実習生となることができない。
 - ①日本国籍を有しない者
 - ②正当な事由なくして大学等を休学している者

(実習生の募集及び決定等)

- 第6 実習生の募集及び決定等については、次のとおりとする。
 - (1) 九州地方整備局は、インターネット等を通じて実習生を募集する。
 - (2) 実習希望者は、大学等の就職担当部局等に申し出るものとする。
 - (3) 大学等の就職担当部局等は、実習に参加させる学生を九州地方整備局企画部長に推薦する。
 - (4) 九州地方整備局は、大学等の推薦に基づき、受け入れる実習生を選考、決定し大学等に通知する。当該学生への通知は各大学等において行う。
 - (5) 大学等の就職担当部局等は、実習生に対し、本要領に定める事項を周知するととも

に、円滑な実習を進めるため必要な指導及び監督を行う。

(6) 実習生は、実習開始前に本要領に同意し服務規律の遵守に関する誓約をしなければならない。

(実習の実施方法等)

- 第7 実習の実施方法等は、次のとおりとする。
 - (1) 実習の内容は、国土交通行政上漏洩すると重大な影響を与える情報等秘匿性の高い情報(以下「秘密情報」という)を扱わないものとする。
 - (2) 実習生受入機関は指導員を設け、実習生の指導及び助言に当たらせる。
 - (3) 指導員は、実習生に対する実習計画書を作成し、実習の適正かつ効果的な実施に努めるものとする。
 - (4) 実習生は、指導員の助言のもとに当該課等における補助的な行政事務に従事することとする。
 - (5) 実習生は、実習期間終了の後、実習内容に関する報告書を作成し、実習実施機関に 提出することとする。

(実習生の服務等の取扱い)

- 第8 実習生の服務等の取扱いは、次のとおりとする。
 - (1) 実習期間中、実習生は国家公務員としての身分は保有しないが、実習期間中における服務は、原則として九州地方整備局の職員の服務規律に準ずるものとする。また、 実習生は指導員の指導・監督等に従わなければならない。
 - (2) 実習生は、九州地方整備局における実習活動中に知り得た情報(公開されているものを除く。)の開示については、指導員の指示に従わなければならない。実習終了後においても、同様とする。
 - (3) 実習の欠務は正当な事由がある場合以外はこれを認めないものとする。やむを得ず 欠務する場合は事前に指導員に申し出ることとする。なお、正当な事由による場合で あっても、2日以上欠務した場合、実習を打ち切ることができるものとする。
 - (4) 実習生としてふさわしくない行為があったときは、実習を打ち切ることができるものとする。実習を打ち切った場合は、速やかに大学等にその旨を通知することとする。
 - (5) 実習生の懲戒、賠償等に関する最終的な責任は、大学等が負うものとする。

(実習に係る費用負担)

第9 実習生の実習のために要する費用の一切は、実習生個人又は大学等の負担とし、実 習実施機関は手当(日当)、食費及び旅費(滞在先までの往復旅費)を支給しない。

(実習中の事故等に伴う災害補償)

- 第10 実習中の事故等に伴う災害補償については、次のとおりとする。
 - (1)大学等又は実習生は、原則として、学生教育研究災害傷害保険及びインターンシップ等賠償責任保険その他の傷害保険(以下「保険」という。)に加入しなければならない。
 - (2) 実習生が実習期間中実習により傷害を負った場合は、実習生の加入する保険により

補償する。

- (3) 実習生が九州地方整備局又は第三者に損害を与えた場合は、法令に従って処理し、保険により補償する。
- (4) 上記(1) 及び(2) に基づく保険の利用及びその手続きは、大学等が行うものとする。

(実習成果の公表)

第11 実習生が実習の成果として論文等を外部へ発表する場合には、事前に実習実施機関 長の承認を受けなければならない。

(その他)

第 12

- (1) この要領に定めるもののほか、実習生の募集・決定の具体的手続き等当該実習の実施に関し必要な事項は、別に定める。
- (2) この要領等に定めのない事項及びこの要領に関し疑義が生じた事項については、九州地方整備局企画部企画課、実習実施機関、大学等、実習生及びその他の関係者が協議して決定するものとする。

平成16年6月11日 施行 平成30年4月13日 一部改正 令和 5年5月10日 一部改正 令和 6年7月10日 一部改正